

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。）第113条及び第118条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関及び連携型特定地域医療提供機関として指定した。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

【指定の種類】（括弧内の数字は指定医療機関数）

特定地域医療提供機関（5）	地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、必要とされる機能を果たすために、自院において時間外・休日労働が年960時間を超える医師がいる医療機関
連携型特定地域医療提供機関（1）	地域に必要な医療提供体制を確保する観点から、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間も通算すると時間外・休日労働が年960時間を超える医師がいる医療機関

【特定地域医療提供機関の指定】（期間：令和6年4月1日より3年間）

医療機関名（所在地）	指定事由	指定日
高知大学医学部附属病院 （南国市）	救急医療、地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年2月27日
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター（高知市）	救急医療	令和6年2月27日
高知赤十字病院（高知市）	救急医療	令和6年2月27日
高知県立幡多けんみん病院 （宿毛市）	救急医療、地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年2月27日
高知県立あき総合病院 （安芸市）	救急医療、地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年2月27日

【連携型特定地域医療提供機関の指定】（期間：令和6年4月1日より3年間）

医療機関名（所在地）	指定日
高知大学医学部附属病院（南国市）	令和6年2月27日